

資料提供	
令和6年12月3日	
課名：税務課（税制度に関する こと） 担当：横田 直通：082-513-2319	課名：観光課（使途に関する こと） 担当：石濱 直通：082-555-2010

宿泊税の導入及び制度(案)の概要等について

1 これまでの経緯

平成31年4月	広島県観光立県推進会議において、宿泊税を導入することが適当との意見のとりまとめ
令和2年9月	コロナ禍を踏まえ、検討を中断
令和5年2月	ひろしま観光立県推進基本計画に「観光振興施策の実施に必要な新たな財源について適切な時期に導入できるよう検討を行う」と明記
令和6年4月	導入に向けた検討を再開 以降、市町、宿泊事業者をはじめとした関係者からの意見聴取や議会における議論などを実施
令和6年10月	パブリックコメントを実施（11月21日まで）

2 制度(案)概要

項目	内容等	
基本的な考え方	目的	地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めることなどにより、観光を振興するため、宿泊税を導入する。
	使途	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全域での周遊促進や宿泊・滞在時間の増加など、これまで取り組んできた観光消費額を高めるための取組の拡充・強化 ・今後も増加が見込まれる外国人を含めた観光客への対応や、観光関連事業者の人的リソース不足対策などの観光産業の持続的成長に向けた施策など ※ 原則、新規事業及び拡充事業に活用する。 ※ 特別徴収義務者の負担軽減措置、県内市町への支援（交付金等）にも活用する。
納税義務者	県内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、旅館、簡易宿所（旅館業法） ・民泊（住宅宿泊事業法） 	
徴収方法	特別徴収：宿泊事業者等が徴収し県に納付	
税率	1人1泊につき、一律200円	
課税免除	課税免除対象：修学旅行、林間学校、野外活動 （学習指導要領に定められた宿泊を伴う学校行事）	
免税点	6,000円未満（消費税抜き・素泊まり料金）	
制度見直し	条例施行後5年ごとに見直しに向けた検討を実施する。 ただし、特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がある場合は、この限りではない。	
基金	特定の目的のために導入することから、予算管理の区分が必要なことや年度間の収支変動等に対応するため、設置する。	

3 今後のスケジュール

R6年12月	広島県宿泊税条例案、広島県宿泊税基金条例案を議会に提案
R7年4月～	宿泊事業者への説明会開催、宿泊税導入に関する周知
R8年4月以降（予定）	宿泊税導入開始